２０２５
ＪＣＣＡクラシックカーレース
特別車両規定

この規定書は第１章、第２章を除き改造できる内容を示しています。従って記載のない内容は原則として改造変更を禁止します。
(赤色は昨年との変更、追加点)

第１章 競技会に参加できる車両

第１条 参加可能な車両

1975 年までに生産された車両およびその同型車に限り 1979 年までに生産された車両で、付則第１項で認められた車両。

1.1)特別制限

1.1.1)日本車を使用する場合、日本国内仕様のみ参加可能とする。エンジン型式、排気量の異なる海外仕様および沖縄仕様など(スカイライン 2400GT、フェアレディ 260Z など)の参加は禁止とする。
ただし、日本国内仕様と同型のエンジンを使用する場合には使用可能とする。
それに伴い、ステアリングシステムを左から右へ変更することを認める。
ステアリングシステムを左から右に変更するあたり、右ステアリングシステム専用の重要保安部品へ交換が必要となる場合、当該重要保安部品についてはＰクラス（第３章）純正部品の使用を義務付けることとし、Ｓクラス（第４章)、Ｆクラス（第５章）及びＴＳカップ（第６章）は純正部品の使用を推奨するが、各々の章で定める範囲においての改造を認めることとする。

1.1.2)ロータス 26R および同仕様のロータスエランはＳクラス、Ｆクラスにのみ参加を認める。

1.1.3)ポルシェ 911(2.7/2.7RS)はＳクラス、Ｆクラスにのみ参加を認める。

1.1.4)ポルシェ 911(3.0)はＳクラスにのみ参加を認める。

第２条 特別に許可されるエンジンの変更

同型、同系列の上級グレードのエンジンに限りエンジンの載せ替えを認める。エンジンを載せ替える場合には事前に許可を得てから載せ替えること。
ただし、その場合は外装を含め全てを搭載エンジンが本来使用していた車両の仕様とすること。
※載せ替えが出来る例

ブルーバード 1400(510)	L14→L16/L18
アルファロメオ GT1300 ジュニア	1300→105 系の 1600/1750/2000

第３条 車体のカラーリングについて

車両製作に当たってはヒストリックカーのレースであること踏まえ雰囲気よく仕上げること。奇抜なボディカラー(蛍光色など)は禁止する、ただし当時使用されていたカラーリングの場合には許可する場合がある。

第２章 安全規定

競技会に参加できる車両は、ボディ/フレームなどが腐食などによって強度が損なわれていないこと。また、安全確保のため下記事項が義務付けられる。

第１条 ロールケージ

ロールケージの取り付けに際しては JAF 国内競技車両規則(第１編 第４章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に準じるが、車両の構造上規定通りに取り付けが不可能な場合は事前に許可を得ること。
ロールケージのメインロールバーは、車体下部の堅固な構造材にしっかりと取り付けられ、ドライバーが運転席に着席した状態でヘルメットの先端よりも高くなければならず、かつその幅はドライバーの肩より広くなければならない。
なお、通常の運転姿勢におけるドライバーのヘルメットは、いかなる場合であってもロールバーと接触してはならない。
また、次の項目を満足していなければならない。

1.1)ロールケージの材質
使用するパイプは冷間引抜継目無炭素鋼を使い、最小引張強度は 350N/㎟、最小寸法 38 ㎜×2.5 ㎜または 40 ㎜×2 ㎜以上の強度と寸法を有しているか、あるいはそれと同等以上の強度を有しているもの。なお、50mm×2.0mm または 45mm×2.5mm の冷間引抜継目無炭素鋼使用を推奨する。

1.2)ロールケージの形式
ロールケージは、最低メインロールバーと２本のリアストラットの組み合わせによる４点式ロールケージでなければならない。
これにフロントロールバーとサイドロールバーを加えた６点式ロールケージが望ましい。
ただし、車両の構造上リアストラットが取り付けられない場合はこの限りではないが、少なくとも 1 本はリアストラットと 1 本のサイドロールバーを備えていること。ただし、その場合は事前に許可を得ること。

1.3)取り外し可能な連結金具
ロールケージに取り外し可能な連結金具を使用する場合は、FIA が認可した方式、あるいはそれに相当するものを用いなければならない。

1.4)ロールケージの取り付け
1.4.1)ロールケージの支柱１本につき、取り付け板を介しボルトを３本以上使用すること。
ボルトは直径８㎜以上の六角ボルト(ISO 仕様による最少特性 8-8)あるいは同様の強度のものを使用すること。
ナットはセルフタッピング、セルフロッキングあるいはワッシャーを使用すること。
ロールケージの取り付け部分は厚さ３㎜以上、面積 120 ㎠以上の鋼鉄板を車体に溶接して補強すること。補強板を車体下部に取り付ける場合は溶接しなくてもよい。
1.4.2)ロールケージを溶接で取り付ける場合は、取り付け板を介し車体下部の堅固な構造材に溶接しなければならない。

第２条 けん引用穴あきブラケット

全ての車両は、前後に車両をけん引しうる強度/取り付け部分をもつリング状または鋼板に穴を空けたけん引用ブラケット(最小内径 50 ㎜)を備えること。ブラケットは車両に装着した状態で 50φ、50 ㎜の丸棒が通ること。
このけん引用穴あきブラケットは、黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗られ、明らかに見えるようにすること。

第３条 安全ベルト

安全ベルトは、ターン式バックルあるいはレバー式のワンタッチ式フルハーネスタイプとし、その素材、取り付け方法などは JAF 国内競技車両規則(第１編 第４章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従うこと。

第４条 ブレーキ

単一操作による二重制動装置を備えることを強く推奨する。また、製造時より二重制動装置を備えている車両はシステムの変更は出来ない。

第５条 燃料タンク

5.1)参加車両は JAF または FIA 公認の安全燃料タンクを装着すること。P クラスについては安全燃料タンクの装着を強く推奨する。
安全燃料タンク装着のために車体改造は許されないが、車体の構造上、車体の改造なしに取り付けられない場合に限り、最小限度の改造は許される。その場合は事前に許可を得ること。
車体改造にあたっては安全面/強度が保たれていなければならない。さらに安全燃料タンクの床面がいちじるしく低くならず、車体形状が変わらないこと。取り付け方法などは JAF 国内競技車両規則(第１編 第４章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従うこと。
コレクタータンクを装着する場合は、最大容量 2ℓまでとする。
P クラスの車両で元のタンクを流用する場合は、タンクの位置を変更してはならず、変更する場合は必ず安全燃料タンクを使用しなければならない。

(注)安全燃料タンクの耐用年数は、製造後５年である。参加者はその耐用年数について十分配慮をしなければならない。

5.2)全ての燃料タンクのブリーザーパイプには、燃料逆流防止のためのワンウェイバルブを装着すること。ワンウェイバルブの取り付け位置は、燃料給油口と同高または高い位置に取り付けられていること。また、ブリーザーパイプは車外に通気しなくてはならない。
5.3)安全燃料タンクが、荷物室および車室にまたがる場合は、次の事項を尊守しなければならない。
5.3.1)安全燃料タンクは、堅固な難燃材による隔壁で覆わなければならない。
5.3.2)前部座席の後端より後方に位置していなければならない。
5.3.3)隔壁は後方視界を妨げるものであってはならない。
5.3.4)漏出した燃料は停留してはならず、また車室に浸入しないように十分配慮されていなければならない。
5.4)安全燃料タンクの容量
安全燃料タンクは総容量(主タンクと補助タンクを合わせた)が次の限度以上のものを備えてはならない。

気筒容積	タンク容量
700 ccまでの車両	60ℓまで
700 ccを超え 1000 ccまでの車両	70ℓ 〃
1000 cc 〃 1300 cc 〃	80ℓ 〃
1300 cc 〃 1600 cc 〃	90ℓ 〃
1600 cc 〃 2000 cc 〃	100ℓ 〃
2000 cc 〃 2500 cc 〃	110ℓ 〃
2500 ccを超える車両	120ℓ 〃

第６条 ライト

ライト類にガラス飛散防止処置をすること。(ビニールテープなどにより枠込みの最低８点支持とする)使用するテープの色は透明が望ましい。

第７条 タイヤ

タイヤはいかなる状態のときも地表以外のいかなる他の部分と接触してはならない。

第８条 駐車ブレーキ

駐車ブレーキ装置は正常に作動すること。ただし変更は許される。

第９条 ウィンドシールド
前面ガラスは合わせガラスを備えることを強く推奨する。

第１０条 ボンネット
ボンネットは外部から容易に開けられる構造になっていなければならない。また、冷却等のために浮かせたり、開けてはならない。

第１１条 排気管
全ての車両は、消音効果を有するマフラーを取り付けなければならない。
その取り付け方法は、針金などの暫定的なものであってはならない。
排気管は後方もしくは側方に向けなければならず、燃料系統に対して十分な防護措置を講じなければならない。
11.1)後方に向ける場合
　排気口の位置は燃料タンクの後方で最大高 45 ㎝、最低地上高 10 ㎝とし、出走状態の車両から 15 ㎝以上突出してはならない。
11.2)側方に向ける場合
　排気口はホイールベースの中心線より後方になければならず、車体外側より突出してはならない。
11.3)排気音量規制
　排気音量は 105dB 以内とする。
　測定方法は半径 10m に障害物のない場所で、排気パイプの出口から 45°の角度で 3m 離れたところの排気の流れに沿ったレベルにマイクロフォンをセットし、公称最大馬力を出す回転数の 75%の回転数でエンジンが回転している時に測定する。

第１２条 オイルキャッチ装置
オイルがコース上に流出することを防ぐため確実な装置を備えなければならない。その装置の取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。オイルキャッチタンクを使用する場合の容量は、気筒容積 2000 ccまでの車両では最低 2ℓ、2000 ccを超える車両では最低 3ℓの容量を有さなければならない。

第１３条 ウォーターキャッチ装置
ラジエターの冷却水がコース上に流出することを防ぐため確実な装置を備えなければならない。その装置の取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。ウォーターキャッチ装置は、1ℓ以上の容量を有さなければならない。

第１４条 キャブレターの安全装置
キャブレターには、標準およびメインのスロットル・リターン・スプリング以外に補助のスロットル・リターン・スプリングが備わっていなければならない。

第１５条 車室
車室はエンジンルーム、燃料タンク、オイルタンク、ギアボックス、プロペラシャフト、排気管、バッテリー、配管の継ぎ目から安全に隔離されていなければならない。

第１６条 フロアマット
フロアマットは取り外すこと。

第１７条 内張
ドアの内張は除去できないが、材質を変更することは許される。
天井の内張は取り外すことを強く推奨する。

第１８条 座席
ドライビングポジションを改善する目的で運転席を交換してもよい。交換する場合は JAF 国内競技車両規則(第１編 第４章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従うこと、ヘッドレストは必須とするが車両構造的に取り付けできない場合に限り、これを免除する。助手席、後部座席は取り外すことを強く推奨する。

第１９条 消火装置
1 つあるいは 2 つの容器で粉末 2 kg以上の内容量を装備すること。
消火器は、速やかに操作できる状態で車室内に搭載しなければならない。
JAF国内競技車両規則(第１編 第４章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従った消火器を搭載すること。(取り付けは、車体軸に対して直角でなければならない)

(注)製造者が定めた有効期限あるいは耐用年数を越えて使用することは出来ず、有効期限あるいは耐用年数を定めていない場合は製造年月日または初回充填期日から 7 年を目処とする。

第２０条 サーキットブレーカー
イグニッションおよび燃料ポンプスイッチの位置が確認できるように黄色で明示しなければならない。また、運転席および車外

から全ての回路を遮断することのできるサーキットブレーカー(電気回路主開閉装置)を装備すること。その場所は外部から容易に発見できる位置とし、赤色のスパークを青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。メインスイッチの車外操作部は、フロントウィンドシールドより前面でかつハンドルの逆位置に取り付けることが望ましい。

第２１条 配管および配線

全ての配管、配線は暫定的なものであってはならず、グロメット、コネクター、クランプ等を含め十分安全性の高いものでなければならない。また、配管類の保護、取り付け、取り回しは JAF 国内競技車両規則(第１編 第４章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従うこと。

第２２条 エンジン型式の刻印

車両検査時にエンジン型式の確認が容易にできるよう型式の刻印に黄色のペイントで印を付けること。

第２３条 最低地上高

すべてのタイヤの空気が抜けた場合、もしくは車両の１つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。

第２４条 安全でない車両

改造および付加物取り付けなどにより技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従い改善しなければならない。

第３章 Ｐクラスに許される改造

第１条 許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物

原則として本規定によって許されていない全ての変更は厳禁される。

車両に対して行う部品の交換は、摩耗、事故によって損傷した場合にのみ許される。交換できる部品は損傷した部品と全く同一の部品のみが許される。

許可される変更、付加物の制限については後記で規定される。

第２条 エンジン

エンジンおよび補機は次の各項を除き改造をしてはならない。

2.1)気筒容積：変更は許されない。ただし、補修用部品を使用する場合を除く。その場合、1.5 ㎜までボア径の変更は許される。
また、同口径のピストンに限り純正部品以外の使用を認める。

2.2)サーモスタット：自由

2.3)クーリングファン：変更は許される。(電動ファンの取り付けは可)

2.4)エアクリーナー：エアファンネルの取り付けを含み自由とする。

2.5)オイルフィルター：オイルクーラーの取り付けを含み自由。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

2.6)キャブレターおよびインジェクションシステム：標準的に取り付けられたキャブレターもしくはインジェクションシステムは変更も改造も許されない。ただし、エンジンに供給する燃料の量を調整する部品およびフロート室の燃料片寄り対策に関する改造、部品の交換は許される。

2.7)燃料ポンプ：電気式ポンプに変更することができ、もとのポンプを取り除くことも許される。ただし、数の変更はできないが、安全燃料タンクを使用した場合に限り、安全燃料タンクとコレクタータンクの間に１個の燃料ポンプを増設することができる。

2.8)バルブスプリング：スプリングは他のものと交換することができる。ただし、製造者の定めた数を変更してはならず、元の取り付け部を変更することなく取り付けられること。

2.9)バルブおよびバルブシート：バルブ、バルブガイド、バルブシートは寸法の変更がない限り交換が許される。

2.10)カムシャフト：交換は第３章 第１条の「許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物」の条文の範囲内とする。

2.11)シリンダーブロック、シリンダーヘッド：面修正加工は許されるが、変更はできない。

2.12)フライホイール：交換は第３章 第１条の「許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物」の条文の範囲内とする。

2.13)排気系統：エキゾーストマニホールド、エキゾーストパイプ、マフラーの変更は自由とする。

2.14)ロータリーピストンエンジンのディストリビューターは、製造者により当初から取り付けられていたものを使用しなければならない。

2.15)ロータリーピストンエンジンはもとの排気量の 1.5 倍のクラスとする。

第３条 パワートレーン、シャシー

パワートレーン、シャシーは次の各項を除き改造してはならない。

3.1)クラッチ：カバー、ディスク、スプリングの交換は許される。ただし、取り付け方法の変更は許されない。

3.2)ホイール：リム幅、材質は自由とし、径の変更は２インチアップまでとする。
径、リム径の異なるホイールは同時に装着できないが、標準で前後の径もしくはリム径が異なる場合は除く。
なお、ホイールはいかなる状態の時も車体の他の部分と接触してはならない。

3.3)タイヤ：4 輪とも同一サイズでなければならない。ただし、標準で前後のサイズが異なる場合は除く。
また、付則第３項に示されたタイヤは使用できない。なお、ラジアルタイヤを使用する場合は偏平率 50%までとする。

3.4)ストラット、ショックアブソーバー：車体への取り付け位置と取り付け方法、数および作動原理を変えなければショックア

ブソーバーの変更は許される。
ただし、シェルケースの別タンクシステム(副筒式を含む)および走行中に減衰力を変更できるシステムの搭載は許されない。
なお、ストラットおよびストラットアッパーの変更は許されない。
3.5)スプリング：取り付け部の変更および数と作動原理を変えなければ車高調整式を含み変更は許される。
また車高調整式への変更にともないスプリングシートの変更、挿入物の追加も許される。
3.6)スタビライザー：取り付け部の変更および数と作動原理を変えなければ径の変更が許される。
連結を含みその取外しも許される。ただし、可変式スタビライザーの使用は許されない。
3.7)ストラットタワーバー：ストラットの取り付けボルトのみを利用しての取り付けは許される。
3.8)ラバーマウントおよびラバーブッシュ類：形状を変えなければ硬度の変更は許される。ただし、金属への変更は許されない。
3.9)ブレーキ
3.9.1)ブレーキパッド、ライニング、シューの材質およびブレーキホースの変更は許される。また、ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは許される。なお、同一型式の車両に使用されているものに限って、ディスクブレーキへの変更が許される。
3.9.2) フロントブレーキのキャリパーおよびパッド、ディスクローター、ブレーキマスター、ブレーキホースの変更は許される。
ただし、キャリパーは4ポットまでとしディスクローターはソリッドかつ標準と同サイズでなくてはならない。
なお、変更にともないキャリパー取り付けブラケットの装着は可能とする。ただしストラットの元の取り付け穴を使用すること。
3.9.3)エアーダクトの装着が許される。ただし、取り付けはバンパーより下へ車体の形状に変更を生じない方法で取り付けることとする。
3.10)ステアリングホイール：最小外径330㎜以上のものであれば交換することができる、ただし、ステアリングホイールに切れ目があってはならない。なお、スイッチ類およびメーター類の取り付けはホーンスイッチを除き許されない。
3.11)ペダル類：ペダルの形状を変更することは許されるが、取り付け位置の変更は許されない。

第４条 車体の外部および内部

車体の外部および内部は次の各項を除き改造してはならない。
4.1)外観、形状：
4.1.1)車体の外観、形状についてグリル、ミラーなどの趣味的な変更は許される。ただし、オーバーフェンダー、エアーウィング、スポイラーの取り付けは許されない。
なお、形状が著しく異なる車両は技術委員長の判断により出走を禁止する場合がある。
4.1.2)オープン車両に限り、フロントウィンドシールドを取り外してもよい。その場合、軽量化された重量分のバランスウェイトを積まなければならない。
4.2)補助的付加物：取り付け、取り外しは許される。(例えばマッドガード、アンダーガード、室内照明、ラジオ、エアコン、ヒーターなど)
4.3)バックミラー：変更は許される。

第５条 その他

その他の部分は次の各項を除き改造してはならない。
5.1)電気系統：装着ブラケットを含みバッテリー電圧および電子点火部品の追加および変更は許される。
5.2)配管：安全燃料タンク、オイルキャッチタンクなどの取り付けに伴う最小限の変更のみ許される。
5.3)燈火類：燈火類は正常に作動しなければならない。
5.4)市販の量産車でバッテリーが車室内にある構造の場合は、隔壁などにより車室と完全に隔離しなければならない。

第４章 Ｓクラスに許される改造

Ｓクラスの改造はＰクラスに許される改造に加え、次に明記されている項目以外の改造を厳禁する。

第１条 エンジン

1.1)シリンダーヘッドおよびバルブ：自由。ただし、シリンダーヘッドは元の車両のもの、もしくは同型式ものを使用すること。
1.2)吸気装置、気化器：自由。ただし電子式制御(ECU制御)は許されない。
1.2.1)インジェクションシステム：製造者により当初から取り付けられた場合に限り使用を認める。ただし、変更は許されない。
なお、インジェクションシステムからキャブレター方式への変更は許される。
1.3)過給機：製造者により当初から取り付けられた場合に限り使用を認める。ただし、変更は許されない。
1.3.1)気筒容積：気筒容積の変更はその車両が所属する気筒容積別クラスの範囲まで認められる。ただし、第３章 第２条 2.1)「気筒容積」で認められる補修用部品を使用した場合を除く。

気筒容積別クラス

車両はその気筒容積に従い、次の８クラスに分類される。

1	1310 cc までの車両
2	1310 cc を超え 2000 cc 〃
3	2000 cc 〃 2500 cc 〃
4	2500 cc 〃 3000 cc 〃
5	3000 cc 〃 4000 cc 〃
6	4000 cc 〃 5000 cc 〃

7	5000 cc 〃 6000 cc 〃
8	6000 cc を超える車両

1.4)排気系統：エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについては自由。ただし、第２章 第１１条の「排気管」に従って処置されていなければならない。
1.5)ベアリング：プレーンベアリング、ローラーベアリングなどベアリングは同種のものに交換することが許される。
1.6)クランクシャフト、コンロッド：自由。ただし、ストロークの変更は許されない。
1.7)ガスケット：自由。
1.8)潤滑系統：潤滑系統の変更とそのための最小限の改造は許される。ただし、オイルポンプの数は変更できない。(ドライサンプシステムは不可)
オイルクーラーの取り付けは自由。ただし、車体外部への取り付けは認められない。
1.9)バルブ：バルブスプリングを含み自由。ただし、バルブおよびバルブスプリングの位置、個数の変更は許されない。
1.10)カムシャフト：自由。ただし、カムシャフトの位置、個数および駆動方式の変更は許されない。
1.11)ピストン、ピストンピンおよびピストンリング：径の変更を含め自由。
1.12)ロータリーピストンエンジンのポート方式：自由。
1.13)2サイクルエンジン:元のシリンダーブロックを再仕上げあるいは再加工してポートタイミングを変更することは許される。ただし、基本のバルブ方式の変更は許されない。基本のバルブ方式とは、ピストンバルブ方式、ロータリーバルブ方式、リードバルブ方式の３つをいう。
1.14)点火系統：自由。
走行中に点火時期を運転席からコントロールすることは許されない。
1.15)フライホイール：自由。
1.16)プーリー、ベルト類：自由。
1.17)ウォーターポンプ：自由。
1.18)ラジエター：シュラウドの取り付けを含み自由。ただし、車体外部への取り付けおよび外観の変更は認められない。
1.19)燃料ポンプ：Ｐクラスに準じる。

第２条 パワートレーンおよびシャシー

2.1) トランスミッションおよびコントロールレバー：オイルクーラーの取り付けを含み自由。ただし、前進５段変速までとし、シーケンシャルタイプのトランスミッションは禁止とする。
2.2)ディファレンシャルギア：自由。ただし、常時および完全なロック効果を有するディファレンシャルは許されない。
2.3)アクスル：スピンドルも含み自由。センターロックへの変更はオプションあるいは同一系統に装備されている車に限り許される。
2.4)スプリング：自由。ただし、主要な形式を変更してはならない。補助スプリングの付加は許されるが、元のスプリングは正常に作動していなければならない。
2.5)ストラット、ショックアブソーバー：ストラットおよびストラットアッパーを含み自由。ただし、走行中に減衰力を調整するシステムの搭載は許されない。
2.6)サスペンションの要素：当初の形式を保つならば変更、改造は最小限の車体改造を含み自由。スタビライザーの取り付けは、そのブラケットも含めて許される。
2.7)ステアリング：当初の形式を変えてはならないがステアリング・レシオは自由。しかし、シャフトの変更、改造は出来ない。当初の形式とはボールナット方式、ラックアンドピニオン方式のことをいう。
トヨタ S800 に限り、ステアリングの形式を変更することを認める。但し、ステアリングの位置の変更は出来ない。
ステアリングホイールはＰクラスに準じる。
2.8)ホイール：Ｐクラスに準じる。
2.9.1)タイヤ：Ｐ クラスに準じる。なお、Ｓ タイヤおよびセミレーシングタイヤの使用を認めるが使用する場合は下記の銘柄以外は使用できない。
また、下記のコンパウンド以外(コンパウンド表記の無いものを除く)は使用できない。
ただし、主催者の承認を得た場合は下記銘柄以外のタイヤおよびコンパウンドも使用出来るものとする。

メーカー	銘 柄		コンパウンド
ヨコハマ	ADVAN	A050	M/MH
		A048	M/MH
		A038	SS/S
ブリヂストン	POTENZA	RE11S	WH2/RH
		RE55S	SR/SR2
ダンロップ	DIREZZA	03G	M/R/H
		02G	M/H
		D93J	
トーヨー	TRANPIO	R888	GGG
ハンコック	Ventus TD	Z221	M
エイボン	HISTORIC All Weather		
グッドイヤー	Blue Streak	G7	
フージャー		TD	
		TD-R	

※ヨコハマ ADVAN A038 の SS コンパウンドは 12/13 インチのみ使用可。

2.9.2)S タイヤを使用する場合は、予選と決勝を同じタイヤを使用しなければならない。タイヤを変更する場合は、技術委員長の許可を得なければならない。天候等により主催者が認めた場合はこの限りでない。
主催者がウェットレースと認めた場合は第4章2.9.1)で認められたタイヤに限りコンパウンドは自由とする。
2.10)ブレーキシステム：フロントブレーキはシステム変更を含み自由とする。リアブレーキはシステム変更はできないがキャリパーおよびディスク、ドラムの変更は許される。ただし、ペダルの支点の変更はできない。

第３条　車体の外部および内部

3.1)バンパー(ステーを含む)：外観・形状・材質の変更、取り外しは許される。
3.2)モール類：自由。
3.3)ボンネット･トランクリッド：形状、主要構成要素を変えない限り、合成樹脂または軽金属への交換が許される。
その他の部分をやむをえず交換した場合は、事前に許可を得なければならない。交換に当たっては、その部分が十分な強度を有していなければならない。
車両重量は当時の公認重量の10%以内で軽量化することができる。公認重量は、参加者自身が公認書または雑誌等で証明しなければならない。
3.4)ライト類の付加による最小限の変更および補助前照灯の取り外しは許される。ただし、ヘッドライトの取り外しは配線を含み許されない。(4灯式ヘッドライトの内側は補助灯とみなす)
3.5)エアースポイラー：取り付けは許されない。
3.6)フロント･ウィンド･シールドを除く他のウィンド･シールドを無色透明な他の材質のものに変更することが許される。ただし、オープンの車に限り、フロント･ウィンド･シールド形状の変更を許される。
3.7)ダッシュボード(インストルメントパネル)の変更および交換は許されるが、取り外しは許されない。
3.8)バッテリーの移動は自由。トランク内に移動する場合は完全に固定し、トランク内との間に完全な隔壁(バッテリーコンパートメント)を設けること。
車室内に移動する場合は車室内との間を完全に隔壁によって隔離し、車両外部に通じる排気ダクト(パイプ)を取り付けなければならない。また、バッテリーは座席より後方、なるべく中央に取り付けること。
また、配線コードは摩擦等によって破損しないように注意しなければならない。

第５章　Ｆクラスに許される改造

第１条　特別規定

1.1)1970年までに生産された車両に加え次の車両の参加を認める。

ニッサン	サニークーペ1200GX-5(B110)/サニーエクセレント1400(PB110)
	チェリークーペX-1R(KPE10)
	フェアレディ240ZG(HS30H)/フェアレディZ(S31)
トヨタ	パブリカ1200(KP31)
	スターレット1200(KP47)/カローラレビン･トレノ(TE27)
	セリカLB1600GT(TA25)
ホンダ	シビック1200(SB1)
イスズ	117クーペ(PA95)
マツダ	サバンナGT(S124AB)/カペラロータリー(S122A)
ロータス	ヨーロッパTC/SP
ポルシェ	911(2.7/2.7RS)

※フェアレディZ(S31)を使用する場合は外装をフェアレディZ(S30)とすること。
※上記以外の車両でも主催者の認めた車両は出走できる。
1.2)参加クラス区分
1.2.1)ポート方式を変更したロータリーピストンエンジンはもとの排気量の2.2倍のクラスとする。
1.2.2)過給装置付エンジンはもとの排気量の1.5倍のクラスとする。
1.2.3)全てのポルシェ911はもとの排気量の1.2倍のクラスとする。
1.3)燃料タンク
安全燃料タンクの取り付けにあたって車体の改造(吊り下げ式)を認める。
その場合はタイヤのエアーが抜けた状態になってもタンクもしくはタンクカバーの床面が地面から100mm以上確保されていること。
またボディパネルを切除した場合は充分な補強をすること。

第２条　エンジン

2.1)シリンダーブロック：元の車のものを使用し、かつ元の取り付け位置を変更してはならない。
2.2)シリンダーヘッド：Sクラスに準じる。ただし、主催者が認めた場合に限り換装を認めるものとする。
2.3)バルブ：Sクラスに準じる。ただし、2.2)で認められた場合に限り、位置および個数を自由とする。
2.4)カムシャフト：Sクラスに準じる。ただし、2.2)で認められた場合に限り、位置、個数および駆動方式を自由とする。
2.5)吸気装置、吸気系統：自由。ただし、インジェクションシステムについては、当時使用されていた銘柄のものに限り許される。(電子式インジェクションシステムの使用は許されない)

2.6)過給機：Sクラスに準じる。
2.7)気筒容積：自由。
2.8)排気系統：Sクラスに準じる
2.9)ベアリング：自由。
2.10)クランクシャフト、コンロッド：ストロークの変更を含め自由。
2.11)潤滑系統：自由。ただし、オイルクーラーの取り付けに関しては、車両の輪郭から突出してはならない。
2.12)ラジエター：Sクラスに準じる。
2.13)ロータリーピストンエンジンのポート方式：自由。
2.14)2サイクルエンジンのバルブ方式：自由。
2.15)点火方式：Sクラスに準じる。
2.16)フライホイール、クラッチ：自由。
2.17)ウォーターポンプ：自由。
2.18)燃料ポンプ：自由。

第３条　パワートレーンおよびシャシー

3.1)トランスミッションおよびコントロールレバー：Sクラスに準じる。
3.2)ディファレンシャルギア：Sクラスに準じる。
3.3)アクスル：スピンドルも含めて自由。また、センターロックへの変更も許される。
3.4)シャシー：元のものを使用すること。
3.5)スプリング：Sクラスに準じる。
3.6)ショックアブソーバ：Sクラスに準じる。
3.7)サスペンション：Sクラスに準じる。
3.8)スタビライザー：自由。
3.9)ホイール：リム幅、材質は自由とし、径の変更は2インチアップまでとする。
径の異なるホイールは同時に装着できないが、標準で前後の径が異なる場合は除く。
なお、ホイールはいかなる状態の時も車体の他の部分と接触してはならない。
3.10)タイヤ：銘柄、サイズとも自由。ただし、フェンダーから突出してはならない。また、雨天用に溝のあるタイヤを 1 セット以上用意しなければならない。
3.11)ブレーキシステム：エアダクトの装着を含めて自由。

第４条　車体の外部および内部

4.1)車体：車体は上方から見た元の車体からの垂直投影面上にあるすべての部分を覆わなければならない。ただし、4.6.3)のオーバーフェンダーの項目を除く。なお、車体のシルエットはできるだけ元のものに近付け、車種が判別しにくいものについては出走できない。
4.2)バンパー：変更、取り外しが許される。
4.3)ボンネット、トランクリッド：Sクラスに準拠。
4.4)ボルトにより取り外し可能な外装パネルは形状、主要構成要素を変えない限り材質の変更が許される。ただしこれらの部分は十分な強度を満足していること。
4.4.1)ドアパネルの素材を変更した場合は、サイドバーを取り付けること。
4.5)灯火類：Sクラスに準拠。
4.6)エアースポイラーおよびオーバーフェンダー：装着に際しては以下の規定内のものを装着すること。
ただし、その車が生産された当時のFIAおよびJAFによって公認されていたものか、同形、同寸法のものを使用すること。
ただし、公認を証明する書類を提出し許可された場合のみ、4.6.1～4.6.3)の限りではない。
4.6.1)フロントスポイラーは、バンパーラインより下に取り付けること。ただし、車両の元の全長全幅を超えてはならない。
4.6.2)アンダーパネルは前車軸の中心より前方に取り付ける場合に限り取り付けが許される。ただし上から見た車両の輪郭より突出してはならない。
また形状は路面に対し水平でなければならず、いかなる突起物およびダクト類の取り付けを禁止とする。
4.6.3)リアスポイラーは取り付け部より高さ15㎝以内とし、上から見た車両の輪郭より突出してはならない。
4.6.4)オーバーフェンダーは、元の車体寸法より、左右対称に片側5㎝以内の範囲に於いて取り付けが許される。
4.7)ウィンドシールド：フロントウィンドシールドは合わせガラスを使用すること。また、これを除く他のウィンドシールドを透明な材質のものとの交換が許される。
オープン車に限りフロントのウィンドシールドの取り外しを認める。
4.8)ダッシュボード：変更することができる。ただし、危険な突起物などは除去等の安全措置をすること。
4.9)バッテリー：Sクラスに準じる。

第６章　ＴＳカップ

第１条　参加できる車両

1.1)参加可能な車両
310系サニー、61系スターレット(ワゴン、バンを除く)および主催者の認めた車両。
1.2)使用可能なエンジン

サニーはA12型、A12A型、A13型、A14型、A15型、スターレットは3K型、4K型が使用できる。
1.3)使用可能なミッションケース
サニーは56A型、60A型、スターレットはK40型、K50型、T50型が使用できる。

第２条　安全規定

2.1)安全項目は第2章の安全規定に準じる。ただし、次の項目は許可される。
2.2)安全燃料タンク装着のために車体改造および漏出防止カップリング取り付けに伴う部材の付加および切除は許される。車体改造にあたっては安全面／強度が保たれていなければならない。
吊り下げ式とした場合はタイヤのエアーが抜けた状態になってもタンクもしくはタンクカバーの床面が地面から100mm以上確保されていること。
またボディパネルを切除した場合は充分な補強をすること。

第３条　許される改造

本規定によって許されていない全ての改造は厳禁される。
許可される変更、付加物の制限については後記で規定される。

第４条　エンジン

エンジンおよび補機は次の各項を除き変更してはならない。
4.1)排気量
4.1.1)TS-1：1.310ccまでの車両。
4.1.2)TS-2：1.310ccを超え1.510ccまでの車両。
4.2)サーモスタット：自由。
4.3)クーリングファン：ラジエター･ファンシュラウドを含み自由。
4.4)エアー･フィルター：エアークリーナー、エアーファンネル、ハウジングを含めて自由。
4.5)オイル･フィルター：自由。
4.6)シリンダーヘッドおよびバルブ:自由。ただしシリンダーヘッドはベースエンジンのものを使用すること。
4.7)吸気装置：吸気系統は自由。ただしインジェクションシステム、電子式インジェクションシステム、過給器は禁止する。
4.7.1)TS-1 クラスに限り最低重量を 30kg 上乗せとすることを条件に、当時使用されていた機械式インジェクションシステムに限り使用を認める。
4.8)排気系統：エキゾースト･マニホールド、パイプ、マフラーについては自由。
4.9)ベアリング：プレーンベアリング、ローラー･ベアリングなどベアリングは同種の他のものに交換することができる。
4.10)クランクシャフト、コンロッド:ストロークの変更を含み自由。
4.11)ガスケット：自由。
4.12)潤滑系統：潤滑方式を含む潤滑系統の変更とそのための最小限の車体改造は許される。ただしオイルポンプの数は変更できない。
オイルクーラーの取り付けは自由。ただし、車体外部への取り付けは認められない。
4.13)カムシャフトおよび動弁系(バルブスプリングを含む)：自由。ただしカムシャフトの位置･個数および駆動方式は変更できない。
4.14)ピストン、ピストンピンおよびピストンリング：自由。
4.15)点火系統：自由。
4.16)フライホイール、クラッチ：自由。
4.17)ウォーターポンプおよび燃料ポンプ：自由。
4.18)プーリー類およびベルト：自由。
4.19)エンジンの位置と傾斜：エンジンルーム内でボディの加工を要さない範囲で自由。

第５条　電装品および補機

電装品および補機は次の各項を除き変更してはならない。
5.1)電気系統：装着ブラケットを含みバッテリー電圧および電子点火部品の追加および変更は許される。
5.2) バッテリーの移動は自由。トランク内に移動する場合は完全に固定し、トランク内との間に完全な隔壁(バッテリーコンパートメント)を設けること。
車室内に移動する場合は車室内との間を完全に隔壁によって隔離し、車両外部に通じる排気ダクト(パイプ)を取り付けなければならない。また、バッテリーは座席より後方、なるべく中央に取り付けること。
また、配線コードは摩擦等によって破損しないように注意しなければならない。
5.3)配管および電線：配管と電線はブレーキ系統を除き、位置、取り付け方法、材質を変更してもよい。
5.4)スイッチ：数および位置は自由。

第６条　シャシー

シャシーは次の各項を除き変更してはならない。
6.1)トランスミッションおよびコントロールレバー：オイルクーラーの取り付けを含み自由。ただし、前進5段変速までとし、シーケンシャルタイプのトランスミッションは禁止とする。
6.2)ディファレンシャルギア：自由。ただし常時および完全なロック効果を有するディファレンシャルは許されない。
ギアボックスとディファレンシャルギアとの間のシャフトは自由。オイルクーラーの取り付けも自由。

6.3)アクスル：スピンドルも含み自由。ただしセンターロックへの変更は許されない。
6.4)スタビライザー：寸法の異なるものに変えることは許される。
6.5)スプリング：自由。ただし、主要な形式は変更してはならない。補助スプリングの付加は許される。
6.6)ストラット、ショック･アブソーバー：自由。ただし、運転席から減衰力を調整する事は許されない。
6.7)サスペンションの要素：当初の形式を保つならば変更、改造は最小限の車体改造を含み自由。当初の形式とはサニー、スターレットともにフロントはマクファーソン方式、リアはリジッドアクスル方式を指す。スタビライザーの取り付けは、そのブラケットも含めて許される。
6.8)ステアリング：自由。ただし当初の形式を変えてはならない。ステアリングレシオは自由である。
6.9)ホイールおよびリム：13 インチのみとする。ただしホイールスペーサーを含みリム幅は自由。
6.10)ブレーキシステム：自由。ただし冷却用エアーダクトを装着する場合は、バンパーより下の車体に変更を生じない限り付加することができる。
6.11)ペダル類：安全性、操作性を向上させる目的でペダルを変更することは許される。
6.12)ステアリングホイール：交換してもよい。

第７条　車　体

車体は次の各項を除き変更してはならない。
7.1)車体の外部
7.1.1)バンパー(ステーを含む)：取り外しまたは改造は許されない。ただし材質の変更は許される。
7.1.2)モール類：自由。
7.1.3)ボルトにより取り外し可能な外装パネルは形状、主要構成要素を変えない限り材質の変更が許される。ただしこれらの部分は、十分な強度を満足していること。
7.1.3.1)ボンネットおよびトランクリッド、リアゲートを変更した場合は、2 点式以上のキャッチピンを必要とし、走行中に開かないようにすること。
7.1.3.2)ドアパネルの材質を変更した場合は、サイドシルパネル(サイドステップ)の上面から 25 ㎜以上の高さに取り付け位置を持つ［×］形状のサイドバーを取り付けること。
7.1.4)ライト類：ライト類の付加による最小限の変更および補助前照灯の取り外しは許される。ただしヘッドライトの取り外しは許されない。
7.1.5)オーバーフェンダーおよびエアースポイラーは当時使用されていた形状に限る。また、形状は無加工で取り付けること。
7.1.6)オーバーフェンダー：オーバーフェンダーは、元の車体寸法より左右対称に片側 5 ㎝までとする。
7.1.7)フロント･エアースポイラー：出走状態の車両のホイールハブを通る水平面より下の車両前部に取り付けることは許される。しかし、これらのスポイラーは上から見た車両の輪郭から突き出してはならない。
7.1.8)アンダーパネルは前車軸の中心より前方に取り付ける場合に限り取り付けが許される。ただし上から見た車両の輪郭およびエアースポイラーより突出してはならない。
また形状は路面に対し水平でなければならず、いかなる突起物およびダクト類の取り付けを禁止とする。
7.1.9)リヤ･エアースポイラー：上から見た車両の輪郭から突出しないこと。またウィングタイプのエアースポイラーの使用は許されない。
7.1.10)補助的付加物：必要ならば補助的付加物の取り付けもしくは取り外しも許される。(たとえば、マッドガード、アンダーガード、ストーンガード、室内照明、ラジオ、ヒーター、メーター類など)
7.2)車体の内部
7.2.1)座席：ドライビングポジションを改善する目的で運転席を交換してもよい。ただし交換する場合、運転席の寸法はいちじるしく異ならないこと。また助手席の取り外しは許される。後部座席は取り外すこと。
7.2.2)ウィンド･シールド：フロント･ウィンド･シールドを除く他の窓ガラスを透明な材質のものと交換してもよい。
ただし取り付け位置の変更は許されない。
7.2.3)ダッシュボード(インストメントパネル)：変更および交換は許されるが取り外しは許されない。
7.2.4)ウォーターラジエター：容量を含めて自由。
7.2.5)排気管取り付けのためのサイドシル、およびフロアの最小限の改造は許される。
7.2.6)防音材は取り外してもよい。

第８条　公認される部品

異なった形状および/あるいは材質のシリンダーヘッド、カムシャフトの位置および/あるいは数、シリンダーあたりのバルブ数は自由とする。ただしこれらは当時公認されていた部品でなくてはならない。

第９条　最低重量

9.1)TS-1：スターレットは 670kg まで、サニーは 700kg までとし、第６章 4.7.1)で認められたインジェクションシステムを使用する場合には、それぞれ 30kg 加算とする。
9.2)TS-2：スターレットは 720kg まで、サニーは 750Kg までとする。

第７章　Ｒクラス

第１条　R：1970 年までに生産されたフォーミュラカー
1977 年までに生産された 2 ½ 2 座レーシングカー。

FL：1979 年までに生産された FL レース（FL-500 、FL-B 等）専用車。

第２条　安全規定

2.1)ロールケージ：フォーミュラカーの場合は 3 点以上、2 座レーシングカーの場合は 4 点以上のロールケージが装備されていなければならない。なお、ロールバーのメインフープは、車体下部の堅固な構造材にしっかりと取り付けられ、ドライバーが運転席に着席し、そのヘルメットの先端よりも高くなければならず、かつその幅はドライバーの肩より広くなければならない。

2.2)その他の安全項目は第 2 章の安全規定に準じる。

第３条　エンジン、パワートレーンおよびシャシー

3.1)当時のスペックのままでなければならないが、調整／加工は許される。

3.2)タイヤ：スリックタイヤを除き自由とする。FL および R クラスの 2 ﾘｯﾄﾙ 2 座レーシングカーで 1971 年以後に生産された車両はスリックタイヤの使用が認められる。但し、雨天用にレインタイヤを用意しなければならない。

2025 年 1 月 1 日

■下記の付則 1 項に掲載されていない車両であっても、事務局で認めた車両は参加が可能。（但、参加車両よってはＰクラスに参加出来ない場合があるので、レース区分については問い合わせのこと）

■事務局の判断により個別の車両のクラスを変更する場合がある。

付則第１項　（主な参加可能車両）

《S65 クラス参加可能車両》

①国産車

ニッサン　ブルーバード(410/411 系全車種)
　　フェアレディ 1500(SP310)/1600(SP311)
　　シルビア(CSP311)
　　スカイライン 2000GT(S54A/B)
トヨタ　パブリカ 700(UP10)/800(UP20)
　　スポーツ 800(UP15)
ホンダ　S600(AS285)
ヒノ　コンテッサ 900(PC10)/1300(PD300)
イスズ　ベレット(OHV エンジン車両)

②外国車

トライアンフ　TR3/TR3A/TR4/TR4A/スピットファイア Mk1
ＭＧ　ミジェット(Mk1/Mk2/Mk-3)A(A1600Mk1/Mk2)ツインカム 1600/B
ヒーレー　スプライト(Mk1/Mk2/Mk3)
ロータス　セブン(Sr1/Sr2)コルチナ(Mk1/Mk2)
ジネッタ　G4(DOHC エンジン搭載車を除く)
ポルシェ　356/912
ルノー　ゴルディーニ(1100/1300)
アルピーヌ　A110(1100)

《P･S68 クラス参加可能車両》

①国産車

ニッサン　フェアレディ 2000(SR311)
　　サニー1000(B10 系)
トヨタ　1600GT(RT55)/カローラ 1100/スプリンター（KE10/15/10S)
ホンダ　S800(AS800)
イスズ　ベレット(PR91W/PR95)/117 クーペ(PA90)
マツダ　ロータリークーペ(M10A) 1 デス仕様不可
スバル　1000/1100/1300(A13/14/15)

②外国車

トライアンフ　TR5/TR6/GT6Mk1/Mk2/Mk3
ＭＧ　ミジェット GT/C
オースチン/モーリスのミニ　全車種
ロータス　セブン Sr3/エラン(S1/S2/S3/S4/26R 仕様)/26R/ヨーロッパ(S1/S2)
ジネッタ　G4(DOHC エンジン搭載車)/G12/G15
アルファロメオ　ジュリア系全車(GT1300Jr/1600GTV/1750GTV/2000GTV)
　　ジュリアスーパー系全車
アルピーヌ　A110(1300/1600)

ＢＭＷ　　2002/2002ti
ＶＷ　　全車種
ポルシェ　911(2.0)

《P･S75 クラス参加可能車両》

①国産車
ニッサン　チェリー(E10 系)/サニー1200(B110 系)
ブルーバード 1800(H510)
スカイライン 2000GT/GT-R(GC10 系/GC110 系)
フェアレディ Z/Z432/240Z/240ZG(S30 系/S31 系)
トヨタ　パブリカ 1200(KP30/KP31)/スターレット 1200(KP47)
カローラ･スプリンター(KE11/17/20/25/TE27)
セリカ 1600GT(TA22)/LB1600GT(TA25)
ホンダ　1300(H1300)/145 クーペ(CD)/シビック(SB1)
マツダ　サバンナ GT(S124AB)/カペラ AP/1800/1600/12A(CB1VS/SNA/CB12S)
ミツビシ　ギャラン(A52)/GTO-MR(A57)ギャラン GTO2000(A57)/FTO1600(A63)/ランサー(A73)
イスズ　117 クーペ(PA95)/ジェミニ(PF50)
②外国車
MG　MT-B/GT V8
ロータス　エランスプリント/ヨーロッパ(TC/SP)/セブン Sr4
ポルシェ　911(2.2/2,7/2.7RS/3.0)
アルファロメオ　ジュリアベルリーナ系/アルファスッド/アルフェッタ
※フェアレディ Z(S31)を使用する場合は外装をフェアレディ Z(S30)とすること。

付則第 2 項　S クラスおよび F クラスに使用できるロータスエンジン

以下に記載されているブロックはロータスツインカムおよび OHV エンジンとして使用できる。
記載されていないエンジンは原則として使用できない。

ｷｬｽﾄ No.	-6015	3020-6015	681F6015	701M6015
ﾌﾞﾛｯｸﾊｲﾄ	198mm	198mm	198mm	198mm

付則第 3 項　使用禁止タイヤ

以下に示すタイヤは P クラスにおいての使用を禁止する。（新たに発売されるタイヤについては主催者に使用の可否を確認のこと）

スポーツラジアル

ヨコハマ	ADVAN	A08B
ブリヂストン	POTENZA	RE07D
ダンロップ	DIREZZA	β04
グッドイヤー	EAGLE	RS V3

S タイヤ

ヨコハマ	ADVAN	A050/A049/A048/A038 A032R/A021R
ブリヂストン	POTENZA	RE11S/RE55S RE540S/RE520S
ダンロップ	DIREZZA FORMULA CR	03G/02G D01J/D98J/D93J CR81/CR82
ファルケン	AZENIS	RS-V04/RS-VⅡ
トーヨー	TRAMPIO	R888/R881/08R
ピレリ	P-ZERO	P-ZERO C/P-ZERO CORSA
エイボン	ACB9 Historic All Weather ACB10 SPORT CR500	
グッドイヤー	Blue Streak	G7/G12
ミシュラン	ラリー競技専用ターマックタイヤ	
ハンコック	Z221 Ventus TD Z222 Ventus R-S3	
クムホ	ECSTA V700/720	

※上記に掲載されていない銘柄でも S タイヤの使用は禁止する。